

内閣官房・内閣府の業務の見直しの進め方について

平成 31 年 3 月 8 日
自由民主党行政改革推進本部

内閣官房・内閣府の業務の集中については、平成 27 年に、当本部においてその業務見直しとして前政権までに追加された業務について見直しを行い、その結果に基づいて、一部の業務の関係省庁等への移管が行われるとともに、関係省庁等による総合調整の仕組み及び新たに業務追加を行う場合のチェックの仕組みの導入が行われた。

その上で、前回の見直しにおいては、その 3 年後を目途として再度点検を行うこととしたところであり、当本部としては、これを受けて現在、「内閣官房・内閣府の業務の見直しについて」（平成 30 年 5 月 25 日自由民主党行政改革推進本部）に基づき、現政権で新たに追加された業務を含め、内閣官房・内閣府の業務の再点検を行っているところである。

もちろん、現政権で二度目の点検であることから、現在の内閣官房・内閣府の組織は、基本的には、経済再生、一億総活躍の推進など現政権の中核的な業務を担う組織となっているものと考えられるが、内閣官房及び内閣府の業務は、経済社会情勢の変化に応じ随時点検すべきものであることから、当本部としては、検討を更に深めるため、引き続き、当本部に昨年 11 月に新たに設置された各検討チームの検討と連携させながら下記の方角に沿って議論を深め、今年夏を目途に結論を得ることを目指す。

記

- 1 内閣官房の情報通信技術（IT）総合戦略室及び健康・医療戦略室並びに内閣府の日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局及び総合海洋政策推進事務局については、「イノベーション関連の司令塔機能強化について」（平成 30 年 5 月 25 日自由民主党行政改革推進本部総合科学技術・研究開発 WG）に沿って統合を検討する。
- 2 内閣官房の新型インフルエンザ等対策室及び国際感染症対策調整室の業務については、統合を含めた効率的な運営体制の在り方について検討する。
- 3 内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局及び産業遺産の世界遺産登録推進室並びに内閣府の地方創生推進事務局については、密接に関連する業務について、業務遂行の効率化を図る観点から、重複するものの排除や事務体制の見直し等に向けて検討する。
- 4 設置の根拠となる法律に任務終了又は存置期限について定めのある内閣官房の郵政民営化推進室、社会保障改革担当室及び消費税価格転嫁等対策推進室並びに内閣府の消費税価格転嫁等相談対応室については、当該法律の規定を踏まえて検討する。

- 5 内閣府の公益認定等委員会及び市民活動促進の業務については、その在り方の検証を含め検討する。
- 6 内閣官房及び内閣府の本部・審議会の事務のうち、併任・協力等により、実態上その業務の大部分を関係省庁等が行っているものについては、当該関係省庁等への移管について検討する。
- 7 内閣官房の統計改革推進室など各種決定等で設けられている組織で設置期限が付されていないものについては、廃止，移管，設置期限の付与等について検討する。
- 8 業務の肥大化につながらないよう、今後、内閣官房・内閣府への新たな業務追加を法定する場合は、期限を付したサンセット方式とすることを検討する。

以 上